ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

21　細目告示第十条第三項第一号又は第四項第一号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年十月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

22　細目告示第十条第三項第一号又は第四項第一号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

23　細目告示第十条第三項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一のⅢの別紙９の１・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第九百六十九号）による改正前の細目告示別添四十一のⅢの別紙９の１・１・の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和五年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

24～27　（略）

（走行装置等）

第五条　（略）

２・３　（略）

ロ　令和十年一月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和九年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三　令和十一年十二月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

21　細目告示第十条第三項第一号又は第四項第一号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和七年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

22　細目告示第十条第三項第一号又は第四項第一号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

23　細目告示第十条第三項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一のⅢの別紙９の１・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第九百六十九号）による改正前の細目告示別添四十一のⅢの別紙９の１・１・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

24～27　（略）

（走行装置等）

第五条　（略）

２・３　（略）